

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱 新旧対照表

新	旧
第1条～第11条 略 附 則 1 この要綱は、昭和63年9月1日から適用する。 2 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱及び運用指針（昭和47年7月日施行）は、廃止する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が昭和6年8月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。 中略 附 則 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>	第1条～第11条 略 附則 1 この要綱は、昭和63年9月1日から適用する。 2 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱及び運用指針（昭和47年7月日施行）は、廃止する。ただし、指名停止措置要件に該当する事由が昭和6年8月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。 中略 附 則 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。 <u>新設</u>

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱 新旧対照表

新			旧		
別表第1			別表第1		
	措 置 要 件	期 間		措 置 要 件	期 間
虚偽記載	略	略	虚偽記載	略	略
過失による <u>粗雑履行</u>	2 本市契約の履行に当たり、過失により <u>履行を粗雑にした</u> と認められるとき（ <u>契約不適合の程度</u> が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内	過失による <u>粗雑工事等</u>	2 本市契約の履行に当たり、過失により <u>工事を粗雑にし、又は粗雑品等を納入した</u> と認められるとき（ <u>かし</u> が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
	3 本市発注工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、神奈川県内において、過失により工事を粗雑にしたときで、 <u>契約不適合の程度</u> が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内		3 本市発注工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、神奈川県内において、過失により工事を粗雑にしたときで、 <u>かし</u> が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
故意による <u>粗雑履行</u>	4 本市契約の履行に当たり、故意により <u>履行を粗雑にした</u> と認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上36か月以内	故意による <u>粗雑工事等</u>	4 本市契約の履行に当たり、故意により <u>工事を粗雑にし、又は粗雑品等を納入した</u> と認められるとき。	当該認定をした日から12か月以上36か月以内
	5 一般工事の施工に当たり、神奈川県内において、故意により工事を粗雑にしたとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内		5 一般工事の施工に当たり、神奈川県内において、故意により工事を粗雑にしたとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内
以下略			以下略		

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱 新旧対照表

新			旧
<u>別表第4</u>			<u>新設</u>
	措 置 要 件	期 間	
<u>度重なる警告</u>	<u>1 別表第1の「安全管理の措置が不適切による事故」(公衆損害)に該当するが、指名停止に至らず、要綱第8条における書面での警告を受けた場合において、警告を受けた日から1年以内に前回と同種の警告を書面で再び受けたとき。</u>	<u>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</u>	
	<u>2 別表第1の「安全管理の措置が不適切による事故」(工事関係者等)に該当するが、指名停止に至らず、要綱第8条における書面での警告を受けた場合において、警告を受けた日から1年以内に前回と同種の警告を書面で再び受けたとき。</u>	<u>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</u>	
	<u>3 別表第2の「不正又は不誠実な行為等」の各号に該当するが、指名停止に至らず、要綱第8条における書面での警告を受けた場合において、警告を受けた日から1年以内に前回と同一の警告を書面で再び受けたとき。</u>	<u>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</u>	
	<u>4 第1号、第2号及び第3号以外の場合で、別表第1、第2及び第3の各号に該当するが、指名停止に至らず、要綱第8条における書面での警告を受けた場合において、警告を受けた日から1年以内に前回と同種の警告を書面で再び受けたとき。</u>	<u>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</u>	

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱運用指針 新旧対照表

新	旧
この運用指針は、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（以下「要綱」という。）に定める別表等の取扱いを定めるものとする。 1 措置要件の取扱い（別表第1関係） 〔虚偽記載〕略 〔過失による<u>粗雑履行</u>〕 (1) 「<u>履行を粗雑にしたと認められるとき</u>」とは、<u>工事、業務委託及び物品供給等において、履行検査時又は履行完了後から相当の期間内に、目的物に契約不適合があることが発見されたときとする。</u> (2) 「<u>契約不適合の程度</u>が重大である」とは、施工上の過失が重大であるとき、公衆に死傷者を生じさせたとき又は重大な損害を与えたとき、あるいは重大な損害を与えるおそれがあるとき等をいい、「<u>契約不適合の程度</u>が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされたときとする。 (3) 略 〔故意による<u>粗雑履行</u>〕 (1) 契約規則第2条第1項（地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項第1号）に該当する事案を対象とし、措置期間については、〔過失による<u>粗雑履行</u>〕の措置基準の取扱いに準じてその都度決定するものとする。 以下〔契約違反〕～〔安全管理の措置が不適切による事故〕略	この運用指針は、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（以下「要綱」という。）に定める別表等の取扱いを定めるものとする。 1 措置要件の取扱い（別表第1関係） 〔虚偽記載〕略 〔過失による<u>粗雑工事等</u>〕 (1) 「<u>粗雑工事</u>」とは、<u>工事の目的物にかしがある状態をいう。</u> (2) 「<u>かし</u>が重大である」とは、施工上の過失が重大であるとき、公衆に死傷者を生じさせたとき又は重大な損害を与えたとき、あるいは重大な損害を与えるおそれがあるとき等をいい、「<u>かし</u>が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされたときとする。 (3) 略 〔故意による<u>粗雑工事等</u>〕 (1) 契約規則第2条第1項（地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第2項第1号）に該当する事案を対象とし、措置期間については、〔過失による<u>粗雑工事等</u>〕の措置基準の取扱いに準じてその都度決定するものとする。 以下〔契約違反〕～〔安全管理の措置が不適切による事故〕略

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱運用指針 新旧対照表

新	旧
2 措置要件の取扱い（別表第2関係） 〔贈賄〕、〔独占禁止法違反行為〕略 〔建設業法違反行為〕 （1）建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。 ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、神奈川県内及び東京都内における建設業法違反容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものは除く。） <u>なお、イに該当する事案であって、経営事項審査において虚偽の申請をしていたことを理由に監督処分がなされた場合には、虚偽の申請に基づき得た経営事項審査結果を競争入札参加資格申請の際に、川崎市に提出していたときは要綱別表第2第8号の規定を適用し、神奈川県内及び東京都内に提出していたときは要綱別表第2第9号の規定を適用するものとする。</u> 以下〔不正又は不誠実な行為等〕、〔経営不振〕略	2 措置要件の取扱い（別表第2関係） 〔贈賄〕、〔独占禁止法違反行為〕略 〔建設業法違反行為〕 （1）建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。 ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、神奈川県内及び東京都内における建設業法違反容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（軽微なものは除く。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ 以下〔不正又は不誠実な行為等〕、〔経営不振〕略

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱運用指針 新旧対照表

新	旧
3 略 4 措置期間の取扱い (1) 措置期間については、別に定める措置基準によるものとするが、決裁日の翌日（午前0時）を始期として取扱うものとし、短期を起点とし事故等の内容により長期を限度に措置するものとする。<u>また、要綱第4条第6項の規定に基づき解除する場合は、決裁日を指名停止の終期として取扱うものとする。</u> (2) 略 5 略	3 略 4 措置期間の取扱い (1) 措置期間については、別に定める措置基準によるものとするが、決裁日の翌日（午前0時）を始期として取扱うものとし、短期を起点とし事故等の内容により長期を限度に措置するものとする。 _____ (2) 略 5 略

川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱 措置基準 新旧対照表

新			旧		
別表第 1 関係			別表第 1 関係		
過失による <u>粗雑履行</u>	1 本市契約		過失による <u>粗雑工事等</u>	1 本市契約	
	(1) 公衆に 3 名以上の死亡者を 生じさせたとき。	3 か月以上 6 か月以内		(1) 公衆に 3 名以上の死亡者を 生じさせたとき。	3 か月以上 6 か月以内
	(2) 公衆に死亡者若しくは多数 の負傷者を生じさせ又は公衆に 重大な損害を与えたとき。	2 か月以上 3 か月以内		(2) 公衆に死亡者若しくは多数 の負傷者を生じさせ又は公衆に 重大な損害を与えたとき。	2 か月以上 3 か月以内
	(3) 検査結果が不良であったと き。(工事検査の場合は, 評点が 5 5 点未満とされた工事を 1 か 年に 2 度生じさせたとき。)	1 か月以上 2 か月以内		(3) 検査結果が不良であったと き。(工事検査の場合は, 評点が 5 5 点未満とされた工事を 1 か 年に 2 度生じさせたとき。)	1 か月以上 2 か月以内
	2 一般工事			2 一般工事	
以下略	(1) 公衆に 3 名以上の死亡者を 生じさせたとき。	2 か月以上 3 か月以内	以下略	(1) 公衆に 3 名以上の死亡者を 生じさせたとき。	2 か月以上 3 か月以内
	(2) 死亡者若しくは多数の負傷 者を生じさせ又は重大な損害を 与えたとき。	1 か月以上 2 か月以内		(2) 死亡者若しくは多数の負傷 者を生じさせ又は重大な損害を 与えたとき。	1 か月以上 2 か月以内